

第 10 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 6 年 10 月 28 日（月） 14:00～16:10
2. 開催場所：日本電気協会 A 会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員長代理】 熊田〔東京大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
 - 松木〔藤本委員代理：電気事業連合会〕
 - 中嶋〔(一社) 日本電機工業会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 奥田〔電気保安協会全国連絡会〕、會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕、首藤〔(株) 社会安全研究所〕
 - 【オブザーバー】 横山〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林、永野、廣瀬〔(一社) 日本電気協会〕
4. 配付資料：
 - 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿(令和 6 年 10 月 28 日現在)
 - 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
 - 資料 No.1-3 第 9 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
 - 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書(案)の概要について
 - 資料 No.3-1 JESC E2001(1998)「支持物の基礎自重の取り扱い」の定期確認に関する全体評価書(案)
 - 資料 No.3-2 JESC E2001(1998)「支持物の基礎自重の取り扱い」
 - 資料 No.4-1 JESC E2012(2013)「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の定期確認に関する全体評価書(案)
 - 資料 No.4-2 JESC E2012(2013)「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」
 - 資料 No.5-1 JESC E2014(2024)「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」に関する全体評価書(案)
 - 資料 No.5-2 JESC E2014(2024)「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」
 - 資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請(経済産業省への要請文案) ※JESC E2001(1998)、JESC E2012(2013)、JESC E2014(2024)

- 資料 No.7-1 JESC E7001(2024)「電路の絶縁耐力の確認方法」に関する全体評価書（案）
- 資料 No.7-2 JESC E7001(2024)「電路の絶縁耐力の確認方法」
- 資料 No.8 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請及び報告（経済産業省への要請文案） ※JESC E7001(2024)
- 資料 No.9-1 JESC E6008(2024)「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の制定に関する全体評価書（案）
- 資料 No.9-2 JESC E6008(2024)「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」
- 資料 No.10 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文案） ※JESC E6008(2024)
- 資料 No.11 第 125 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

参考資料 1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 2 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 3 第 9 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書（審議後・抜粋）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 横山係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第9回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第9回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、「●●専門部会規格第○条により可決」を「●●専門部会規約第○条により可決」に修正することを条件に、全員賛成により議事要録は承認された。

5-5. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 11 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に出席委員の全員賛成により承認された。

全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

- JESC E2001(1998)「支持物の基礎自重の取り扱い」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E2012(2013)「170kV を超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E2014(2024)「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」に関する全体評価書
- JESC E7001(2024)「電路の絶縁耐力の確認方法」に関する全体評価書
- JESC E6008(2024)「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の制定に関する全体評価書

（質問 Q、回答 A）

Q1：資料No.4-1、P8 技術評価書の技術評価の要件 1. の確認内容欄「②関連する基準解釈」では、「第 103 条第二項」が記載されているが、P5 評価プロセスの要件 6. の確認内容欄「関連基準解釈」には記載されていない。P5 の関連基準解釈にも、第 103 条第二項を記載する必要があるのではないか。

A1：記載漏れであるため、P5 の関連基準解釈において、「第 103 条第二項」を追記する。

Q2：資料No.3-1 他、P2、6. 民間規格等作成機関の審議の状況 説明欄④では「送電専門部会規約第 5 条により可決」と記載されているが、P12 審議に係わる説明「④専門部会における議決の状況」を見ると、「全員賛成（委員総数 26 名）」との記載になっている。「送電専門部会規約第 5 条により可決」では分かりにくいいため、「全員賛成（委員総数 26 名）」と記載してはどうか。また、資料No.3-1 以外の全体評価書（案）についても、同様の記載にしてはどうか。

A2：6. 民間規格等作成機関の審議の状況 説明欄④は、「送電専門部会規約第 5 条により可決」と「全員賛成（委員総数 26 名）」の併記に修正する。また、資料No.4-1、5-1、7-1、9-1 の全体評価書（案）についても同様に修正する。なお、今後のプロセス委員会の全体評価書（案）についても、両方の併記とする。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、1月末～2月中旬の期間で日程調整中であり、日程が決まり次第連絡するとの説明があった。

以 上